

平成 26 年第 3 回定例会 予算特別委員会での分科会質問と答弁内容  
(総合政策部所管事項)

北海道議会議員 北 口 雄 幸

平成 26 年 9 月 29 日 (月) 開催

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 TPPについて</p> <p>(一) 妥協案について</p> <p>先日行われたTPP交渉につきましては、具体的な進展がなく物別れに終わったという報道があります。今回の日米閣僚級協議に際し甘利TPP担当大臣は「閣僚級協議は最後にしなければならない」との決意を語り、牛肉や豚肉など、日本の重要5品目の関税の取り扱いについて、一定の妥協案も用意したと報道されているところであります。</p> <p>この妥協案がどのような内容であるのか、情報を入手しているのか、まず伺います。</p>	<p><b>【政策局参事】</b></p> <p>今回の日米閣僚級協議についてでございますが、委員ご指摘のとおり、いわゆる重要5品目の関税の取扱いに関し、日本政府が一定の妥協案を用意した旨の報道があったところでございますが、国からは、具体的な内容は明らかにされず、承知していないところでございます。</p>
<p>(二) 今後の対応について</p> <p>今回の閣僚級協議が決裂したことによって、TPP交渉の年内の大筋合意は難しいのではないかと、このような認識も示されているところでもあります。もし重要5品目の関税が大幅に引き下げられて妥協されるようなことになれば、北海道における影響も甚大なものになる、このように考えているところでございます。</p> <p>重要5品目の関税引き下げ及びTPP交渉の大筋合意に至らないよう、さらなる取り組みを強化すべきと考えるが、見解を伺います。</p> <p>[指摘] そもそも、日本政府の妥結ありきの姿勢、これが大変大きな問題だと思っているところでもあります。そして、妥結を急ぐあまり妥協案も用意する、このような状況でありますから、これらのことはもってのほかだと思っております。特に牛肉や豚肉など重要5品目を守るということ、これは今の答弁のとおり国会決議もされていることでもありますし、聖域でもあると思っております。これからは北海道として強い態度で安易な妥結、妥協をしないように求めていくことをまず指摘をして、次の項目に入らさせていただきます。</p>	<p><b>【総合政策部長】</b></p> <p>TPP交渉に関する今後の対応についてでございますが、参加国による交渉が継続する中、このTPP交渉は、引き続き、重要な局面が続くものと認識をいたしております。</p> <p>道といたしましては、今後の交渉に当たりましても、何よりも昨年4月の国会決議を遵守し、毅然とした姿勢を貫くとともに、本道の農林水産分野における重要品目の関税を維持するなど、農林水産業の持続的な発展に向けて、万全な対応を行うよう、引き続き、強く求めてまいりたいと考えてございます。</p>

<p><b>二 夕張市の行政執行体制について</b></p> <p><b>(一) 夕張市の現状について</b></p> <p>夕張市の再生計画については、国、道、それから夕張市の三者協議を経て、1) 旧学校施設活用事業、2) 旧富野じん芥焼却場除却に係る事前調査・実施計画作成、3) 公営住宅車庫基礎改修、4) 過年度過誤納還付金などの変更が認められたと承知をしているところではありますが、夕張市の再生に向けた取り組みについては、徐々に進んでいるとは思いますが、なかなか厳しいというのも感想であります。</p> <p>一方、夕張市の行政執行体制については、依然として厳しい状況が続いていると思っております。今後、真の意味で、夕張市が再生を果たし、自立できる行政執行体制にしていくことが望ましいというふうに考えているところでございます。</p> <p>そこでお伺いをいたしますが、夕張市における職員数や職員の年齢構成など現在の行政執行体制は、どのようなになっているのかまざお伺いをいたします。</p> <p>[指摘] ただいまの答弁の中で、特に30歳代以下の若手職員の比率が低いということで、いわゆる年齢構成が極めていびつな状況になっていると思っております。併せて道や東京都、道内外の市から21名の職員の派遣をいただいて、ようやく行政が執行されていると考えているところでもあります。</p>	<p><b>【再生支援担当課長】</b></p> <p>夕張市の行政執行体制の現状についてでございますが、本年4月1日現在の普通会計の一般行政職員数は86名であり、消防職員39名と上下水道などの特別会計の職員19名を含めると市職員の合計は144名となっております、人口千人当たりの一般行政職員数の全国比較では、人口規模が同程度の市町村で最も少ない職員数となっているところでございます。</p> <p>また、市職員144名の年齢構成の状況につきましては、10歳代が0.7%、20歳代が14.6%、30歳代が26.4%、40歳代が31.9%、50歳代26.4%となっております、夕張市の将来を担う30歳代以下の若手職員の割合が低い状況となっているところでございます。</p> <p>夕張市においては、財政再建団体となりました平成18年度末に多くの管理職員やベテラン職員を含む大量退職により、今なお厳しい行政運営が行われていることを踏まえまして、道や東京都、道内外5市から21名の派遣職員の支援を受けて行政執行体制を確保しているところでございます。</p>
<p><b>(二) 他自治体からの職員派遣の状況について</b></p> <p>夕張市では、行政執行体制を確保するために、道や他の市町村から21名の職員派遣を受けているわけですが、今年度末、平成26年度末の職員派遣や今後の帰任の状況について、どのようなになっているかお伺いをします。</p> <p>また、来年、平成27年度に向けて、道はどのように対応しようとするのかお伺いをいたします。</p>	<p><b>【地域行政局長】</b></p> <p>夕張市への職員派遣の状況などについてでございますが、今年度末に派遣元へ帰任する職員につきましては、道職員14名のうち7名、東京都職員2名のうち1名、他市町村5名のうち4名で、派遣職員21名のうち半数以上の12名が帰任する予定となっております。</p> <p>道といたしましては、夕張市自らが将来に向けて人材育成や人材確保を図りながら、安定した行政執行体制を確立することが必要ですが、とりわけ、人材育成やノウハウの蓄積には時間を要し、計画的に進めていくためには、</p>

<p>[指摘] 今答弁いただいたとおり、派遣の状況についても、21名のうち半数以上の12名が帰任するという状況であります。そういった意味では今後派遣職員がまた得られるかどうか今後の執行体制を維持するための大きな課題だと思っております。</p>	<p>経験豊富な派遣職員からの習得はもとより、各種研修などから得た専門的知識及びノウハウを組織として共有し、全体のレベルアップに繋げて行くことも極めて重要なことと考えております。</p> <p>このため、道といたしましては、夕張市が行う市長会等への職員派遣の要請に引き続き協力するとともに、道職員の派遣につきましても、新たな行政需要への対応も含めた今後の業務の実態や人材育成等の進捗状況などについて、市のお考えをよく伺いし、中長期的な視点に立って協議してまいりたいと考えております。</p>
<p><b>(三) 自立できる行政執行体制の確保について</b></p> <p>今年度から2名の増員が認められて、4月1日付けで8名の新規採用職員が採用されたとお伺いをしていますが、残念ながら、その新規採用職員も一人が先日退職されたり、あるいは、精神的な病気で休んでおられる職員もいると承知をしているところでございます。</p> <p>本当に、このままの体制で、真の意味で自立した執行体制が確立できるかどうかとても心配な状況であります。</p> <p>道や他の自治体から職員派遣を受けている現状を踏まえ、将来を見通し、計画的な人事政策と行政執行体制を図ることは、極めて重要と考えるところであります。</p> <p>そこでお伺いしますが、計画的な職員採用を含めた、将来的な行政執行体制の確保について、道の考えをお伺いいたします。</p>	<p><b>【総合政策部長兼地域振興監】</b></p> <p>夕張市の将来的な行政執行体制についてでございますが、夕張市ではこれまで、多くの自治体から職員派遣の支援を受けて行政運営を行ってきているところでありますが、市自らが市民の皆様に必要な行政サービスを提供していくために、将来を見据えた人材の育成や確保を図りながら、安定した行政執行体制を確立していくことが極めて重要であると認識をいたしております。</p> <p>このため、今年度の国、道及び夕張市との三者協議におきましては、実態に見合った職員採用を含めた必要な行政執行体制の確保について協議を行い、財政再生計画の変更に向けた具体的な協議を進めていくことで合意をいたしたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後の職員採用も含めた行政執行体制の確保につきましては、人口規模が同程度の市町村で最も少ない職員数の水準を基本とする財政再生計画の趣旨や財源の確保など計画に与える影響も考慮しながら、夕張市はもとより国とも十分協議を行ってまいりたいと考えております。</p>

<p>[指摘] 先ほどのお話の中で、職員をいかに育てていくのか人材育成とノウハウの蓄積が極めて重要だというふうに思っております。</p> <p>しかし、現状では新規採用職員が採用されても、即戦力としての仕事が求められているという状況であります。今後、例えば、他の自治体と人事交流を含めながら人を育てる、他の自治体には申し訳ないが、人を育てていただく、こんな工夫もしながら、これから国と是非とも協議を進めていただきたいと思います。</p>	
<p><b>三 地域振興条例の見直しについて</b></p> <p><b>(一) 見直しのポイントについて</b></p> <p>今定例会の議案第 7 号に、地域振興条例の一部を改正する条例案が提出をされていますが、この条例案の見直しのポイントについて、まずお伺いいたします。</p>	<p><b>【地域づくり支援局長】</b></p> <p>地域振興条例の改正についてでございますが、道におきましては、これまで、人口減少・超高齢社会の到来を踏まえまして、有識者などからなる「成熟社会フォーラム」を設置いたしまして、「持続可能で活力ある地域社会」の実現に向けて、道民や企業、NPO 等の団体、行政などの多様な主体が、それぞれ主体的な役割を果たしていくことが求められるといった提言をいただいております。</p> <p>また、道と市町村が協議を行う、地域主権型社会推進実務者会議などにおきまして、定住自立圏や連携協約制度といった新たな制度の活用を含めた広域連携のあり方や、住民に最も身近なサービス提供を担う市町村の対応のあり方など、今後の地域のめざすべき方向性について、市町村などと議論を深めてまいりました。</p> <p>さらには、この度の北海道地域振興条例の点検・見直しに当たりまして、市町村や関係団体、あるいは、北海道地域振興条例検討懇話会の有識者の皆様から、人口減少や災害などへの対応の強化、地域振興施策の充実、また、市町村間の広域連携の重要性、あるいは振興局の役割の強化といった人口減少社会を見据えた自治のあり方などに関するご意見をいただいております。</p> <p>道といたしましては、これまでいただきましたご提言やご意見なども踏まえまして、北海道における人口減少の進行や地方分権改革の動向等、条例施行後の社会経済情勢の変化等に的確に対応いたしますため、条例の第 4 条におき</p>

	<p>まして定められております地域振興施策を推進する上での基本方針、この項目に「人口の減少に伴う地域の課題に対応すること」「多様な手法による市町村間の連携を促進すること等により、地域の主体的な取組が持続的に進められるようにすること」「地域の実情に応じた効果的な施策を進めるために、総合振興局及び振興局がその中核的な役割を担うこと」の3項目を追加いたしますとともに、施策を一体的に実施する分野として「防災及び減災」を明示することといたしまして、地域課題に応じた効果的な施策を推進してまいることとしているところでございます。以上でございます。</p>
<p><b>(二) 公約との関係について</b></p> <p>ご丁寧な答弁をいただきましたけれども、知事の公約との関係についてお伺いをします。知事の公約でもあり、アクションプランⅢの政策92にも示されております「地域主権の基本理念や道の責務、市町村と道の関係、具体的な施策の進め方など、新しい自治のめざす姿を明らかにするため、関係条例を整備」については、この見直しのポイントの中で、どの部分にあたるのか、お伺いします。</p>	<p><b>【地域主権局参事】</b></p> <p>条例改正の内容についてであります。この度の条例改正におきましては、人口減少や高齢化の進行により、行政サービスの持続的な提供が困難となる自治体が生じることも懸念される中で、近年の地方分権改革の動向等を踏まえ、自治の担い手となる市町村について、多様な手法による市町村間の連携を促進すること等により、地域の主体的な取組が持続的に進められるようにすること、また、道においては、地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、総合振興局及び振興局が、その中核的な役割を担うことを明らかにしようとするものでございます。</p>
<p><b>(三) 自治の形のイメージについて</b></p> <p>今回の改正の根拠となったのは、今お話をされた「新しい自治の形づくり条例」を制定するという約束をしたことによるものでありますけれども、条例というのは、誰でも、分かりやすく、イメージがしやすいものでなければならないというふうに思います。</p> <p>しかし、今回の「市町村間の連携」だけでは、これからの人口減少や高齢社会への対応、地方分権社会の到来など、大きく変わろうとする道と市町村との自治のあり方をイメージすることはできません。</p> <p>もし、どうしても、アクションプランに基づ</p>	<p><b>【広域連携担当局長】</b></p> <p>自治のあり方についてであります。北海道地域振興条例は、前文で示すとおり、「国からの権限移譲などにより、地域の創意と主体性が発揮される社会の創造」と、「道民、市町村及び道が、それぞれ役割と責任のもと、将来にわたり安心して暮らすことの出来る地域社会の実現」を目的とするものであり、こうした考え方を今後も基本としながら、この度の見直しは、地域の主体的な取組が持続的に進められるよう、市町村間の連携を促進することや、総合振興局や振興局が地域振興の中核的な役割を担うといった、道としての取組を明らかにするものであり</p>

<p>き、関係条例を整備するというのであれば、道民が分かりやすく、イメージしやすい条例とすべきと思いますが、見解をお伺いします。</p>	<p>ますが、今後とも地域のめざすべき姿や、その具体的な取組方策などについて、市町村などとも十分議論しながら、問題意識を共有し、地域の特性に応じた持続的な地域づくりを進めてまいります。</p>
<p><b>(四) 議論経過について</b></p> <p>この新しい自治のめざす姿を明らかにするための関係条例の整備については、平成 20 年の支庁制度改革の時に、知事が「地域振興条例」と「新しい自治の形づくり条例」の制定を約束したことが現在に至っているというふうに思いますが、その時の議論経過を説明願います。</p>	<p><b>【地域主権局参事】</b></p> <p>地域振興条例等に関する道議会でのご議論についてでございますが、「地域振興条例」につきましては、支庁制度改革に関する議論とともに、地域振興の推進について、様々な角度からご議論をいただく中で、地域を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増している中、活力に満ちた地域社会を実現していくためには、道として、地域振興施策を総合的、計画的に推進していくことが必要であり、道民の皆様はその基本的な考え方などをお示しし、施策の一層の推進を図るために制定することとしたところでございます。</p> <p>また、平成 20 年第 2 回定例会におきまして、仮称、「北海道新たな自治のかたちづくり条例」を制定すべきとのご質問に対しまして、「きわめて重要な提案であり、条例制定に向け、検討作業に着手することとし、条例制定に至る道筋について明らかにするよう努めて参る」旨の答弁を行い、その後、知事の公約におきまして、「新しい自治のめざす姿を明らかにするため、関係条例を整備」することとしているところでございます。</p>
<p><b>(五) 自治の形について</b></p> <p>先にも述べましたけれども、人口減少や地方分権・地域主権の方向性の中で、道と基礎自治体の役割を明確にすること、これはとても大事なことだというふうに認識しております。</p> <p>一方で、道は道の権限を市町村に移譲しておりますが、権限移譲はなかなか進んでいないというのも現状であります。</p> <p>私は、移譲しようとする業務の中身を精査し、本当に市町村がやることで効率的・効果的で、住民のサービスの向上につながるのか、などの視点で見直すことも求められているというふう</p>	<p><b>【総合政策部長兼地域振興監】</b></p> <p>これからの自治の姿についてでございますが、人口減少や高齢化の進行など、本道を取り巻く環境が変化する中、自治の担い手であります住民、企業や団体、市町村や道など、それぞれの主体における適切な役割分担や連携・協力が、大変重要であると考えておりまして、中でも、市町村が、今後とも、地域の総合的な行政主体として、多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、市町村相互や道との連携が重要であると考えております。</p> <p>このため、道といたしましては、道と市町村</p>

<p>に思っています。</p> <p>たとえば、パスポートなどの発行業務は、住民により身近な市町村で担うことが住民サービスにつながると思う一方、年に数度しかない業務などについては、職員が少ない小規模自治体で担うことよりも、道で担うことが、行政の効率的にも効果的であるというふうに考えているところであります。</p> <p>また、地域医療などについても、今日的な人口の移動などを考えると、基礎自治体で担うことは無理があり、広域行政の道が担うべきと考えているところであります。</p> <p>このようなことからまずは、道と市町村の自治のあり方、役割分担の方法などについて、しっかり議論をすべきだというふうに思いますが、道の見解をお伺いいたします。</p>	<p>の役割分担や連携のあり方などについて、振興局ごとに設置をしております地域づくり連携会議や、地域主権型社会推進実務者会議はもとより、市長会や町村会とも様々な機会を活用して十分議論を行い、地域の主体的な取組が持続的に進められるよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。</p>
<p><b>(六) 自治の形を条例で定めることへの意義について</b></p> <p>最後の質問になります。先ほどお話ししたとおり、まずは道と市町村の自治のあり方や役割分担について、しっかり議論することが私は大事だというふうに思っております。</p> <p>しかも、その自治のあり方や役割は、地域住民のニーズや地方分権改革の方向性により、大きく異なるものであります。</p> <p>したがって、自治の形などを条例で定めること自体、私は無理だというふうに考えております。</p> <p>「支庁制度改革で約束したから」あるいは「公約に盛り込んだから」などで条例に盛り込むなどの発想は、もっての外だというふうに思っております。</p> <p>そこでお伺いしますが、自治の形を条例で定めることへの意義についてお伺いをいたします。</p>	<p><b>〔総合政策部長兼地域振興監〕</b></p> <p>本道における自治のあり方についてでございますが、人口減少や高齢化が急速に進行する中で、持続可能で活力ある地域社会を実現するためには、「人々が互いに支え合う」ということや、「道民や企業、行政などが、それぞれ主体的な役割を果たしていくこと」、こういったことが、これまで以上に求められてくるものと認識をいたしております。</p> <p>道といたしましては、こうした地域づくりを進めるための担い手となる市町村のあり方や、道の果たすべき役割について、この度の地域振興条例の見直しにおきまして、広く道民の皆様にお示しすることにより、市町村や地域の皆様と、より一層連携、協働し、持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>

(総務部所管事項)

北海道議会議員 北 口 雄 幸

平成 26 年 9 月 30 日 (火) 開催

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 減災に向けた取り組みについて</p> <p>(一) 減災に向けた認識について</p> <p>減災や防災に向けた取り組みについては、今議会でも多くの皆さんから質問がなされ、重要な課題だというふうに思っております。</p> <p>そこでお伺いしますが、すべての施設などの資源や人材、知恵や工夫を総動員し、減災・防災に向けた取り組みを強化すべきだというふうに思いますが、まず危機管理監の減災に向けた認識をお伺いいたします。</p>	<p><b>【危機管理監】</b></p> <p>防災・減災対策についてでございますが、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災や局地的な集中豪雨の多発、土砂災害の発生など近年、わが国における災害の状況が変化する傾向にあると認識しておりまして、こうした状況に的確に対応した防災対策などの強化が極めて重要と考えます。</p> <p>このため、道といたしましては、災害対策基本法の改正など国の防災対策の動向も踏まえまして、本道における地域防災力の向上を基本として防災関係機関をはじめ民間企業等との連携の強化や防災教育の充実、普及に取り組んできたところでございますが、今後とも、防災訓練等を通じまして、こうした取組を点検、改善するなどいたしまして防災・減災対策の一層の強化に取り組んでいく必要があるものと考えております。</p>
<p>(二) ハザードマップの策定と支援について</p> <p>道内 119 市町村でハザードマップが策定されており、警戒区域を指定している市町村のうち、避難場所まで記載したハザードマップを策定している市町村は 41 市町村にとどまっている現状と承知をしているところであります。</p> <p>ハザードマップの策定は、地域住民と危険箇所や避難場所等を共有し、早期な避難態勢を確立する上でも、重要なものと考えているところであります。</p> <p>道は、ハザードマップ未策定市町村に対し、モデル的な案を提示し、その地域の課題等や地理的特徴も十分把握し、策定にあたっての支援体制を構築すべきと考えるが、見解を伺う。</p>	<p><b>【危機対策課長】</b></p> <p>ハザードマップ作成などに向けた市町村への支援についてであります。災害が発生するおそれがある場合などに迅速かつ円滑な住民避難を行うためには、市町村におきまして、危険箇所や避難場所等を示したハザードマップなどを作成し、あらかじめ住民に周知を図る必要があります。</p> <p>このため、道では市町村に対し、ハザードマップの作成手順をお示するとともに、必要なデータを提供するなど作成促進に向けた支援を行ってきたところでございます。</p> <p>この度の大雨による一連の災害を通じて、ハザードマップの作成や避難勧告等の判断基準の作成、さらには、避難体制の整備を急ぐことがあらためて強く求められており、道としては、防災担当職員が直接、現地に赴くなどして、</p>



	<p>地域ごとの課題を的確に把握しながら、より実効のある避難対策が促進されるよう市町村支援に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p><b>(三) 土砂災害警戒区域の指定について</b></p> <p>すでに一般質問の中でも議論されましたが、土砂災害警戒区域の指定については、すべての危険箇所を指定するのに、今のペースで行うと 25 年以上もかかることが明らかになったわけです。</p> <p>冒頭、すべての資源や人材、知恵や工夫を総動員して、減災に向けた取り組みを進めるべきとお話させていただきました。そこで、所管部の建設部のみに任せるのではなく、総務部も積極的ににかかわり、早期に指定を完了すべきと思いますが、見解を伺います。</p>	<p><b>【危機対策課長】</b></p> <p>土砂災害警戒区域の指定等についてでございますが、道では、これまででも庁内はもとより、国や市町村と連携しながら、土砂災害防災対策の取り組みをすすめてきたところでございますが、この度の災害を踏まえ、より効果的な防災対策を推進するため、総務部や建設部など庁内関係各部で構成する「災害に強いまちづくり検討会議」等を活用して、土砂災害に係る情報や認識について共有をするなど、より一層庁内連携を図り、土砂災害警戒区域の早期指定や警戒避難体制の整備促進に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p><b>(四) タイムラインの策定について</b></p> <p>大規模災害の発生が事前に予測されるような場合、時間軸に、いつ、だれが、どのように、何をするかなど、事前行動を明らかにしながら把握するという事は、減災の視点でも重要な課題であると認識され、近年国においても、タイムラインの策定に向けて動き出したところであります。</p> <p>ところが、国のタイムラインの策定にあたっての流れは、国土交通省と交通サービス、市町村、住民が連携するということになっており、道の位置づけが不明であります。</p> <p>先の一般質問において、「国や市町村、関係機関と連携した効果的なタイムラインについて、検討を進める」とう答弁があったところでありますが、タイムラインの策定にあたっては、道もしっかりとかかわっていく必要があるというふうに思います。そのために私としては、総務部が中心となって、関係機関と協議をしてそしてタイムラインを作成すべきと思いますが、その認識等について伺いをいたします。</p> <p>[指摘] ぜひ総務部が中心となって、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。</p>	<p><b>【危機対策課長】</b></p> <p>タイムラインに係る今後の取り組みについてでございますが、現在、国では、大規模水災害を想定して、河川の直轄管理区間を対象に、モデル市町村を選択し、河川事務所や市町村、住民等のとるべき防災行動を時系列で示した「タイムライン」案を作成して、課題の検証などに取り組んでいるところであります。</p> <p>道としては こうした国の取組を踏まえながら、今後、総務部などが中心となって、北海道開発局と情報共有を図るなどし、関係機関と連携した効果的な「タイムライン」について検討を進めて参る考えでございます。</p>

**(五) 避難勧告のあり方について**

8月24日の、礼文町での土砂崩れでお二人が無くなった災害については、小規模自治体における避難勧告のあり方など、大きな課題を残したというふうに思っております。

今後、ハザードマップの策定や避難訓練など、道もしっかりと関わりながら小規模自治体に支援をすべきと考えますが、まず、見解を求めます。また、避難勧告の助言などについては、道と当該市町村長が直接やりとりをできるホットラインを構築するなど、新たな仕組み作りをすべきだと思いますが、見解を伺います。

[指摘] 是非とも、振興局長と市町村長がしっかりと連携をとれるよう、新しい仕組みでよろしくお願ひしたいと思います

**(六) ダムなどの資源の活用について**

8月4日から5日にかけて、上川北部管内を中心とした集中豪雨では、人的な被害はなかったものの、大きな爪痕を残しました。

とりわけ、幌加内町におきましては、3,200ヘクタールの特産のソバ畑のうち、約1割にあたる300ヘクタールが冠水する被害を受けたところあります。

幌加内町を走る雨竜川の氾濫の要因は、今回

**【危機対策局長】**

防災対策などについてであります。災害対策を強化するためには、適切な避難勧告等の発令をはじめとした迅速な緊急対策や避難訓練など平時からの防災対策が不可欠でありまして、いずれも、自治体の長の認識、判断が極めて重要でありますことから、道では、各振興局ごとに、市町村長の皆様を対象としました防災・危機管理セミナーを開催し、避難勧告等の重要性を説明し、発令基準の早期策定等について働きかけを行ってきたところであります。

また、この度の大雨など一連の災害を通じまして、ハザードマップや避難勧告等の判断基準の作成など、避難体制の早急な整備が、あらためて強く求められておりますので、道といたしましては、地域ごとの課題などを的確に把握しながら、より実効ある避難対策が促進されるよう市町村を支援してまいります。

さらに、災害時におきましては、道と市町村との情報共有が重要でありますことから、各振興局では、防災担当職員のみならず、振興局長が市町村長と直接、連絡を取り、被害状況の確認や助言などを行っているところであります。避難勧告等をはじめ市町村の災害応急対策が適切に行われるよう、今後、こうした取り組みを徹底し、振興局長と市町村長とが、より緊密に連携を図ることにより、市町村における防災・減災対策の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

**【危機対策課長】**

タイムラインにおけるダムの関わりについてであります。利水目的のダムは、一般的には治水上の積極的な役割について法的な義務づけはされていないところであります。流域の状況や河川の特長などによっては、ダムの設置により治水上、悪影響を及ぼす可能性もあるため、河川法において、「ダムに関する特則」が定められ、洪水が発生する恐れがある場合などに、

の記録的な集中豪雨で水位が上昇し、さらに雨竜第二ダムからの放水が加わり甚大な被害が出たものであります。地元の皆さんからは「今回の災害は、人災だ」このような声も聞かれていますところでもあります。

今回のようなゲリラ豪雨に対応するには、河川改修などのハード整備だけで対応することは時間や費用の面で限界があるというふうに考えているところでもあります。

については、川に関わる既存の施設、例えば利水目的のダムなどについて、仮に大雨警報もしくは大雨の予報が出された段階で、放水してダムの水位をあらかじめ下げしておくことなどにより、減災に向けた取り組みを進めることができるというふうに考えているところでもあります。

このように、利水目的のダムであっても、タイムラインを策定し、その中の工程で治水の役割を担っていただく、このことが必要というふうに考えますが、道の見解をお伺いいたします。

〔指摘〕是非ともですね、地元の皆さんからもそういうふうな利水ダムの活用などについての強い要望などありますので、今後検討の方よりしくお願いしたいと思っております。

河川管理者は、利水ダムに対して、洪水調整の指示ができるものとされており、必要に応じて対応していると承知しているところでもあります。

現在、国が取り組んでいる「タイムライン」案では、国が管理するダムや水門等に関する点検や操作確認などの災害時取るべき防災行動が示されておりますが、利水ダムなどは、具体の検証の中で検討されると聞いており、道としては、今後、北海道開発局との情報共有などを図りながら、国や市町村、関係機関と連携した効果的な「タイムライン」について検討を進める必要があるものと考えております。

#### (七) 減災に向けた取り組みについて

最後に、減災に向けた取り組みであります、冒頭にも議論しお話しさせていただきましたとおり、減災・防災のためにはすべての既存の施設や資源、そしてすべての人材、知恵や工夫を総動員する、このことが求められている。この様に思います。

また、道と市町村、関係団体、住民など、情報をきちんと共有することも大切だというふうに思っております。

このことから、減災に向けた取り組みをどのように行うのか、見解と決意をお伺いをいたします。

#### 【危機管理監】

防災・減災対策の推進についてであります、冒頭ご質問にお答えしたように、近年、局地的な大雨など、災害の状況が変化する傾向にある中で、被害を最小限に止め、災害から住民の生命や財産を守るためには、道と市町村、関係機関、そして道民が、災害や防災対策などについての情報や認識を共有をし、一丸となって、防災・減災対策に取り組むことが重要であると考えます。

道では、本年 3 月に、災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることや、あるいは災害が発生した場合は、被害をできるだけ少なくする減災などを基本理念といたしまして、北海道防災対策基本条例を改正をし、市町村や関係機関、さらには、道民の方々と連携をし、防災教育の普及や自主防災組織づくりの促進、地域

の防災リーダーの育成などの取組みを進めているところであります。

道といたしましては、この度の大雨も含めまして、災害対応等で得られた知見を今後の対策に反映するなどして、こうした取組みを、さらに強化し、災害に強い安全・安心な地域づくりに向け、総合的かつ効果的な防災・減災対策の推進に努めてまいります。